

厚生労働省発医政0730第2号
令和3年7月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について

標記については、かねてより種々ご配慮を煩わしているところではありますが、本年度も「救急の日」を含む一週間を「救急医療週間」として、別添実施要綱に基づき、救急医療の普及、啓発活動を全国的に実施することとしましたので、格段のご協力をお願いします。

また、管内の市町村及び救急医療関係諸機関に対して周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、本年度の行事等の実施に当たっては、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実技や実演などの対面・集合を伴うものについては、人数を制限する、延期やオンラインでの開催を検討するなど、感染拡大の防止に十分留意した上で地域の実情に応じた柔軟な対応をお願いいたします。